競争入札参加者心得(電子入札用)

(趣 旨)

第1条 国立市が国立市契約事務規則(昭和39年6月国立市規則第19号。以下、「規則」という。)第2条に規定する電子入札サービスにより行う工事の請負、設計、測量等の委託及び修繕の請負並びに物品の購入等の契約締結に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が、遵守しなければならない事項については、規則及びその他の法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札の参加者は、規則第7条による公示において指定した期日までに、当該 公示において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(成年被後見人等の指名の取消し)

- 第3条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。
 - (1)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (2) 破産の宣告を受けたとき
- 2 前項各号の一に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、これを取り消す。

(不正行為者等の指名の取消し)

- 第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となった場合 及びこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用し た場合等の事実が判明した場合、当該指名は、これを取り消す。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造その他を粗雑にし、又は物件の品質若 しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の 職務の執行を妨げたもの
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、契約の締結までの間に国立市から国立市契約に おける暴力団等排除措置要綱(平成26年2月国立市訓令第12号)に基づく入札参加除外措 置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該入札参加除外者が行った入札は無効とする。
- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、国立市から国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲)第37条)に基づく指名停止措置を受けたときは、 当該指名を取り消す。

(経営状況による指名の取消し)

第5条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがある。

(現場説明等を受けない者の指名の取消し)

第6条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、正当な理由がなく指定された日時、場所において現場説明等を受けない場合は、その指名を取り消す。

(入札保証金)

第7条 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の3以上の入札保証金又は入札保証

金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札の基本的事項)

- 第8条 入札参加者は、国立市から提示された図面、仕様書、内訳書、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。
- 2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が、提示された図面等の相互の関係により明白であるときは、落札者はその誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできない。
- 3 入札は、公示又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合を除き、総価をもって行わなければならない。

(入札の辞退)

- 第9条 指名を受けた者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、電子入札サービスにより入札締切日時までに辞 退届を提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取り扱いを受けない。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第11条 入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。
- 2 広域的又は地域的停電、電子入札サービスにおけるシステム障害その他やむを得ない理由が あるときは、入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。
- 3 電子入札サービスによる入札を中断又は中止したときは、紙による入札に切り替えることが ある。

(入 札)

- 第12条 入札者は、あらかじめ公示又は指名通知において示した入札締切日時までに、記名押 印に相当する電磁的記録による認証を付し、電子入札サービスの入札書に必要な記録を入力 し、入札書を提出しなければならない。
- 2 入札者は、市が積算に係る内訳書等(電磁的記録を含む。以下、同じ。)の提出を求めた場合は、入札書とともに内訳書等を提出しなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開 札)

第13条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、当該入札事務に関係のない市職 員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

- 第14条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
 - (2) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者の行った入札
 - (3) 電子入札サービスによる入札書が入札締切日時までに、システムのサーバーに到達していないもの

- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印に相当する電磁的記録がないもの
- (5) 電子入札サービスが指定する文字種、文字数、記入例その他指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (6) 電子入札サービスが指定する入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (7) 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出したもの
- (8) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (9) 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- (10) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (11) 明らかに連合によると認められるもの
- (12) 電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正利用により行った入札
- (13) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者の決定)

- 第15条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負契約において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約に適合した履行が行われない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 当該契約に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限 の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもっ てした者を落札者とする。

(再度入札)

- 第16条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がないとき(最低制限価格を 設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札者がない とき)は、直ちに再度入札を行う。
- 2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が 第14条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に 限る。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称) 及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を電子入札サービスにより入札者に知らせる。 この場合において、落札者となった者には、電子入札サービスにより落札者になった旨を通 知する。

(くじによる落札者の決定)

第18条 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記入した「くじ番号」によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

(契約保証金)

第19条 落札者は、この契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合又は特定の履行保証の指定がある場合はこの限りでない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供で、国債及び地方債、銀行等国立 市が認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手並びにそれら金融機関に対 する定期預金債権、その他国立市が認めるもの
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は国立市が確 実と認める金融機関及び前払金保証事業会社の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10 以上とする。

(異議の申立て)

第20条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を 理由として異議を申し立てることはできない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第21条 契約担当者が指示するものの契約については、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年4月国立市条例第9号)に 定めるところにより、国立市議会の議決を経たうえ、本契約を確定する。

(その他)

第22条 落札者以外の者は、図面、仕様書等の貸与を受けた場合には、入札終了後返却すること。

(準 用)

第23条 この心得の第3条から第6条まで、第8条から第12条まで及び第14条(第2号を除く。)から第22条までの規定は、電子入札サービスにより見積競争随意契約を行う際に準用する。